

岡山市地域活力創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 岡山市は、中山間・周辺地域を対象に、地域の伝統文化や産品等の地域資源を活用した、地域の稼ぐ力の向上、地域活力の創出に資する活動に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域活力創出事業 地域資源を活かしたコミュニティビジネス等、地域の稼ぐ力の向上、地域活力の創出に資する活動をいう。
- (2) コミュニティビジネス 地域住民、NPO法人、株式会社等の多様な団体が主体となり、ビジネスの手法を用いて行う、地域の課題解決のための取組をいう。
- (3) 地域密着型団体 特定の地域の住民、そこで活動する地域住民主体の各種団体、NPO法人、株式会社等の法人格を有する団体が、組織化した団体をいう。
- (4) テーマ型団体 特定の地域に限らず活動する、前号で定める団体以外のNPO法人、株式会社等の法人格を有する団体をいう。

2 第1項に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、地域密着型団体及びテーマ型団体とする。この場合において、地域密着型団体については、第1号、第2号及び第4号から第9号の各号の全てを満たすものとし、テーマ型団体については、第3号から第9号の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 別表第1に掲げる地域内において、原則として、概ね小学校又は義務教育学校区単位で組織化した、2人以上の団体であること。
- (2) 組織化した団体の構成員の2分の1以上（代表者を含む。）が、当該団体が組織化された地域に居住していること。

- (3) 岡山市内に事務所等を有し、別表第1で定める地域内の住民との協力関係のもとに、補助事業を行うこと。
- (4) 団体の定款、規約、会則等を有すること。
- (5) 法人格を有する団体にあつては法人が、法人格を有していない団体にあつては代表者等の団体を代表する者が、市税を完納していること。
- (6) 補助金の交付の対象となる事業を着実に実施できる組織体制があること。
- (7) 政治活動又は宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (8) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持又は反対することを目的とした団体ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる地域活力創出事業とする。

- (1) コミュニティビジネスの創出を目指し、コミュニティビジネスの手法で取り組む、別表第1に掲げる地域内の地域資源を活用した商品・サービスの開発
 - (2) 既存事業のブラッシュアップにあたり、コミュニティビジネスの手法で取り組む、別表第1に掲げる地域内の地域資源を活用した商品・サービスの開発
- 2 補助事業は、原則として、補助事業終了後も継続して取り組むこととする。
- 3 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助事業としない。
- (1) 催事自体を主目的とする事業
 - (2) 事業の主要な部分を他に委託する事業（高度な専門性が必要であるなどの合理的な理由がある場合を除く。）
 - (3) 他の補助制度の対象となっている事業
 - (4) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
 - (5) 公序良俗に反する恐れがあると認められる事業
 - (6) 個人への金銭的給付を行う事業
 - (7) その他、市長が適当でないと認める事業

（補助期間等）

第5条 この要綱で定める事業の補助期間は、補助申請のあった年度の3月末日までに限るものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費とし、補助対象となる事業実施期間は補助金の交付決定日から3月末日または交付の条件として特に記載する事業実施期限のいずれか早い日までとする。

2 補助対象経費は事業に必要な、次に掲げるソフト経費とする。

- (1) 商品、意匠又はサービスの企画、研究開発、広報及び宣伝に係る経費
- (2) その他、市長が必要と認める経費

3 補助対象外経費は次に掲げる経費とする。

- (1) 飲食に要する経費
- (2) 出資、出捐及び貸付に要する経費
- (3) 土地及び建物の取得及び補償に要する経費
- (4) 建築物、工作物等の建築、増築、修繕、改良等に係る費用
- (5) 5万円以上の備品、機械、器具等の購入、及びそれらの修繕等に係る費用
- (6) 事業の実施そのものを業務とするものに対する委託料
- (7) 交際費
- (8) 既存の施設又は備品の維持管理に係る経費
- (9) 賞金
- (10) 人件費
- (11) その他、市長が適当でないと認める経費

(補助金額)

第7条 補助金額は、45万円を上限とする。

2 算出額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助事業者で補助金の交付を受けようとするものは、次に掲げる書類を市長に提出、申請しなければならない。

- (1) 地域活力創出事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 団体構成員名簿（様式第4号）
- (5) その他、市長が必要と認める書類

- 2 前項の補助金を交付申請するに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付の決定）

第 9 条 市長は、前条の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る書類等を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を地域活力創出事業補助金交付決定通知書（様式第 5 号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の交付の決定後において、補助事業内容の変更、中止又は廃止をしようとするときは、補助事業者は、速やかに地域活力創出事業補助金補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 6 号）に第 8 条第 1 項第 2 号から第 5 号に掲げる書類の該当部分を明記のうえ提出、申請し、市長の承認を受けなければならない。

（着手届及び完了届）

第 10 条 補助事業者は、補助事業に着手したとき及び当該補助事業が完了した時は、地域活力創出事業補助金事業着手・完了届（様式第 7 号）により、市長に届け出なければならない。

（完了実績報告書）

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、以下に掲げる書類により、市長に報告しなければならない。

- (1) 地域活力創出事業補助金完了実績報告書（様式第 8 号）
- (2) 事業実績書（様式第 9 号）
- (3) 収支決算書（様式第 10 号）
- (4) 補助事業に要した経費に係る領収書
- (5) その他、市長が指定する書類

- 2 第 1 項の完了実績報告書は、補助事業完了後速やかに提出するものとする。ただし市長が適当と認める場合にあつては、この限りでない。

- 3 第 8 条第 2 項ただし書きに該当する補助事業者は、第 1 項の完了実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定し

た場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 1 1 号）により速やかに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 1 2 条 市長は、前条第 1 項の規定による完了実績報告書の提出があった場合において、報告に係る書類を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、地域活力創出事業補助金交付確定通知書（様式第 1 2 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 1 3 条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後に交付する。

ただし、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、地域密着型団体に対し、当該事業の完了前に補助金の一部を交付することができる。

2 前項の規定に基づき、補助事業の完了前に交付できる額は、交付すべき補助金の交付決定金額の 1 0 0 分の 8 0 以下とする。

3 補助事業者が第 1 項の規定による補助金の交付を受けようとするときは、地域活力創出事業補助金交付請求書（様式第 1 3 号）により、市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 1 4 条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付決定の内容、これに付した条件、関係法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反した時は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後についても適用する。

（補助金の返還）

第 1 5 条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の取消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、地域活力創出事業補助金返還命令書（様式第 1 4 号）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（雑則）

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

以下に掲げる小学校又は義務教育学校区とする。

【北区】足守，加茂，蛍明，五城，庄内，竹枝，建部，中山，平津，福渡，野谷，牧石，馬屋上，馬屋下，御津，御津南，桃丘，横井，鯉山

【東区】浮田，雄神，開成，可知，芥子山，江西，古都，西大寺，西大寺南，山南学園，城東台，千種，角山，豊，平島，政田，御休

【南区】甲浦，興除，小串，妹尾，曾根，第一藤田，第二藤田，第三藤田，灘崎（迫川含む），七区，東疇，彦崎，箕島